

## 72. 11

## 共有者の一方が相続人なくして死亡した場合の持分移転登録等の取扱い

1. (1) 共有者の一方が相続人なくして死亡した場合は、民法第255条の規定により、その持分は他の共有者に帰属することとなる。

この場合においては、持分移転登録申請書の様式を用い、登録義務者欄には、被相続人を記載し、被相続人の相続財産管理人の代位申請とする。登録の原因を証明する書面は、被相続人の除籍の謄本、家庭裁判所の相続財産管理人の証明（官報公告された官報で可）及び特別縁故者（療養看護者等）（民法958条の3）がないことを証明する書面とする。

(2) 共有者の一方が死亡し、その死亡者の相続人全員が相続放棄したときは民法第939条の規定により、初めから相続人とならなかったとみなされるため、その持分は他の共有者に帰属することとなる。

この場合においては、(1)と同様であるが、登録の原因を証明する書面は(1)に加えて相続を放棄した者が法定相続人であったことを証明する書面（戸籍謄本等及び家庭裁判所の相続放棄陳述受理証明書）とする。

2. 上記1.の(1)、(2)及び共有者の一方が持分を放棄した場合における登録免許税については、いずれも「その他の原因による移転の登録」として取り扱う。
3. なお、上記1.の(1)及び(2)についての効力発生時期は、共有者の一方が死亡したときであり、他方、共有者の一方が持分を放棄した場合には登録しなければ効力は発生しない。

(改訂平成23・11)